

伊東市住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>伊東市家庭用新エネルギー及び省エネルギー機器導入支援事業費補助金交付要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、環境への負荷が少ないエネルギーの利用に係る市民の取組を支援し、持続可能な循環型のまちづくりの形成と地球温暖化の防止を図るため、市内において<u>_____新エネルギー又は省エネルギー機器（以下「補助対象機器」という。）を設置し、又は購入する者</u>に対し、予算の範囲内において、<u>伊東市家庭用新エネルギー及び省エネルギー機器導入支援事業費補助金</u>（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>（補助の条件及び補助金額）</p> <p>第3条 補助の条件及び補助金額は、別表のとおりとし、2つ以上の機器を新たに設置若しくは購入し、又は2つ以上の機器が設置されている建売住宅を購入する場合の補助金額は、それぞれの補助対象機器の補助金額を合算した額とする。</p> <p>2 補助金の交付対象は、補助金を申請する年度に補助対象機器の設置<u>又は購入</u>に係る契約を締結し、当該年度において当該機器の設置<u>又は購入</u>を完了したものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（補助対象者）</p> <p>第4条 <u>補助対象機器を設置する場合において、補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>2 補助対象機器（電気自動車に限る。第5条第2項及び第9条第2項において同じ。）を購入する場合において、補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p>	<p><u>伊東市住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費補助金交付要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、環境への負荷が少ないエネルギーの利用に係る市民の取組を支援し、持続可能な循環型のまちづくりの形成と地球温暖化の防止を図るため、市内において<u>住宅に新エネルギー又は省エネルギー機器（以下「補助対象機器」という。）の設置等を行う者 _____</u>に対し、予算の範囲内において、<u>伊東市住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費補助金 _____</u>（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>（補助の条件及び補助金額）</p> <p>第3条 補助の条件及び補助金額は、別表のとおりとし、2つ以上の機器を新たに設置し<u>_____</u>、又は2つ以上の機器が設置されている建売住宅を購入する場合の補助金額は、それぞれの補助対象機器の補助金額を合算した額とする。</p> <p>2 補助金の交付対象は、補助金を申請する年度に補助対象機器の設置<u>_____</u>に係る契約を締結し、当該年度において当該機器の設置<u>_____</u>を完了したものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（補助対象者）</p> <p>第4条 <u>補助対象者 _____</u>は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

伊東市住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>市内に居住する者で、当該機器を市内に保管するもの</u></p> <p>(2) <u>本市の住民基本台帳に登録されている者（第9条の完了報告書提出時までには本市の住民基本台帳に登録する者を含む。）</u></p> <p>(3) <u>市税を滞納していない者</u></p> <p>(4) <u>以前に同一の種類補助対象機器に対する市の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていない者</u></p> <p>(5) <u>伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号）第2条第3号に規定する暴力団員等ではない者</u> （交付申請）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>申請者は、補助対象機器の購入前に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>補助金交付申請書（第1号様式）</u></p> <p>(2) <u>補助対象機器の売買契約書又は見積書の写し</u></p> <p>(3) <u>補助対象機器の仕様を確認することができる書類</u></p> <p>(4) <u>補助対象機器の保管場所を確認することができる書類</u></p> <p>(5) <u>市税の納税証明書。ただし、本市において市税の納付状況が確認できる者にあつては、これを省略することができる。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u> （完了報告）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>交付決定者は、補助対象機器を購入したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>完了報告書（第5号様式）</u></p> <p>(2) <u>補助対象機器の領収書の写し</u></p> <p>(3) <u>補助対象機器の自動車検査証の写し</u></p> <p>(4) <u>補助対象機器の写真</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p>	<p>（交付申請）</p> <p>第5条 略</p> <p>（完了報告）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>交付決定者は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日までに、補助対象機器の設置及び前項の規定による書類の提出を完了しなければならない。</u></p>

伊東市住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改 正 後	改 正 前															
<p><u>3 交付決定者は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日までに、補助対象機器の購入及び前項の規定による書類の提出を完了しなければならない。</u></p> <p>(協力)</p> <p>第13条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けて補助対象機器を設置又は購入した者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">補助の条件及び補助金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">補助対象機器</th> <th style="width: 40%;">条件</th> <th style="width: 30%;">補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td>自家用として購入された未使用の電気自動車で、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象車両として指定しているもの</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象機器	条件	補助金額	略			電気自動車	自家用として購入された未使用の電気自動車で、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象車両として指定しているもの	50,000円	<p>(協力)</p> <p>第13条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けて補助対象機器を設置_____した者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">補助の条件及び補助金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">補助対象機器</th> <th style="width: 40%;">条件</th> <th style="width: 30%;">補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象機器	条件	補助金額	略		
補助対象機器	条件	補助金額														
略																
電気自動車	自家用として購入された未使用の電気自動車で、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象車両として指定しているもの	50,000円														
補助対象機器	条件	補助金額														
略																